

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	---------	-----	--

別表十六

令七・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書												
譲渡資産の明細	公 共 事 業 者 の 名 称		1		譲 渡 資 産 の 帳 簿 価 額		12	円				
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日		2	・	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額		13				
	収用換地等による譲渡年月日		3	・	・	譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		14			
	譲 渡 資 産 の 種 類		4				譲 渡 経 費 に 充 て る た め 交 付 を 受 け た 金 額		15			
対価補償金及び清算金の額		5	円		差 引 譲 渡 経 費 の 額 (14)－(15)		16					
取得した補償金等の額の計算	同上以外の補償金の額	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		6			譲 渡 益 の 額 (9)＋(10)－(11)－(12)又は(13)－(16)又は(17))	同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額		17		
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7				譲 渡 益 の 額 (9)＋(10)－(11)－(12)又は(13)－(16)又は(17))		18		
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		8				当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額		19		
	取得した補償金等の額 (5)＋(6)＋(7)＋(8)		9			特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		20			
	特別控除に係る交換取得資産の価額		10				特 別 控 除 残 額 5,000万円－(20)		21			
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額		11			計算	特 別 控 除 額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)		22				

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書										
事業施行者等の名称		23		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38		円		
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		24	(・ ・) (・ ・)		1,500万円－(38)	39				
取得した対価の額		25			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40				
交換取得資産の価額		26			特別控除残額 5,000万円－(40)	41				
交換取得資産につき支払った交換差金の額		27			特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42				
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		28		農地保有の合理化のために農地の譲渡益の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43				
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		29			800万円－(43)	44			
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		30			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45			
	差引譲渡経費の額 (29)－(30)		31			特別控除残額 5,000万円－(45)	46			
譲渡益の額 (25)＋(26)－(27)－(28)－(31)		32			特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47				
特等土地地区画整理事業等の特別控除のための土地計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		33	特長期の所有別土地除額の譲渡計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48				
	2,000万円－(33)		34			1,000万円－(48)	49			
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		35			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50			
	特別控除残額 5,000万円－(35)		36			特別控除残額 5,000万円－(50)	51			
	特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)		37			特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52			